

小学校いじめ防止基本方針

岡山市立鯉山小学校

1 いじめの定義といじめに対する本校の基本認識

いじめとは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」と定義する。

上記の考え方のもと、本校では全ての職員が「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童はいない。」との基本認識にたち、全校の児童が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるようにするため「いじめ防止基本方針」を策定した。

そこで、いじめ防止のための基本姿勢として、以下の5つのポイントをあげる。

- ①いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- ②児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- ③いじめの早期発見のために、様々な手段を講じる。
- ④いじめの早期発見のために、当該児童の安全を保障するとともに、学校内だけでなく各種団体や専門家と協力して解決に当たる。
- ⑤学校と家庭が協力して事後指導に当たる。

2 いじめの未然防止のための取り組み

児童一人一人が認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組む。また、教師一人一人が分かりやすい授業を心がけ、児童に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を与え、自己有用感を味わい自尊感情を育むことができるように努める。また、道徳教育を教科の中心に置き「命の大切さ」について指導を行うとともに、「いじめは絶対に許されないことである」という認識を児童が持てるよう教育活動全般を通じて指導する。そして、見て見ぬふりをすることや知らん顔をすることも「傍観者」としていじめに荷担していることを知らしめる。そのために以下のような具体的な取り組みを行う。

(1) いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。

①あいさつ運動

学校全体があいさつであふれる活動を児童会が中心となり推進する。

②人権週間での取り組み

人権週間では、ありがとう郵便の取り組みや人権集会を行い校内の人権意識の高揚を図る。

③道徳教育の推進

道徳教育を推進し、児童の道徳的実践力を高めていく。

④子どもの実態を知るために

6月と11月に教育相談（生活アンケート及び面談）を行う。

(2) 児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。

①一人一人が活躍できる学習活動

「健康な心や体づくりなどの基本的な生活習慣の定着は学習を支える生活基盤となるものである。」という立場に立ち、以下の教育活動を推進する。

- ・異学年交流の充実（縦割り班活動や幼保との交流）
- ・児童の自発的な活動を支える委員会活動の充実
- ・朝の時間を活用した学力の向上や体力づくり、集団づくりの充実

②安心して自分を表現できる学習の工夫

児童が安心して学習に臨み、よく分かり楽しいと思える学習になるよう発問や指導方法を工夫する。

③人とつながる喜びを味わう体験活動

友達と分かり合える楽しさやうれしさを実感できる確かな力の育成と、相互交流の工夫を行うことで、コミュニケーション力を育成する。また、学校行事や児童会活動、総合的な学習の時間や生活科における道徳性の育成に資する体験活動の推進を行う。

3 いじめの早期発見・早期解決に向けての取り組み

(1) いじめの早期発見のために様々な手段を講じる。

- ①「いじめはどの学校でも、どの児童にも起こりうるものである。」という基本認識に立ち、全ての職員が児童の様子を見守り日常的な観察を丁寧に行うことにより、児童の小さな変化を見逃さない鋭い感覚を身につけていくことが必要である。
- ②おかしいと感じた児童がいる場合には学年団や生徒指導委員会等の場において気づいたことを共有し、より大勢の目で当該児童を見守る。
- ③様子に変化が見られる場合には、教師が積極的に働きかけを行い児童に安心感をもたせるとともに問題の有無を確かめ、解決すべき問題がある場合には、速やかに当該児童から悩み等を聞き、問題の早期解決を図る。
- ④「学校生活に関するアンケート」を年2回行い、児童の悩みや人間関係を把握し、いじめゼロの学校づくりを目指す。

(2) いじめの早期解決のために、全職員が一致団結して問題の解決に当たる。

- ①いじめ問題を発見したときには、学級担任だけで抱え込むことなく、学校長以下全ての職員が対応を協議し、的確な役割分担をしていじめ問題の解決に当たる。
- ②情報収集を綿密に行い、事実確認をした上で、いじめられている児童の身の安全を最優先に考え、いじめている側の児童に対しては毅然とした態度で指導に当たる。
- ③傍観者の立場にいる児童たちにも、いじめているのと同様であるということを指導する。
- ④学校内だけでなく各種団体や専門家と協力して解決に当たる。
- ⑤いじめられている児童の心の傷を癒やすために、養護教諭と連携を取りながら、場合によってはスクールカウンセラーの派遣を願い指導を行っていく。

(3) 家庭や地域、関係機関と連携した取り組み

- ①いじめ問題が起きたときには家庭との連携をいつも以上に密にし、学校側の取り組みについての情報を伝えるとともに、家庭での様子や友達関係についての情報を集めて指導に生かすこととする。決して学校内だけで問題解決するようなことはしない。
- ②学校や家庭になかなか話すことができないような状況であれば、「いのちの電話」等のいじめ問題などの相談窓口の利用も検討する。

4 いじめ問題に取り組むための校内組織

(1) 学校内の組織

①職員間での情報交換

月1回全教職員で問題傾向を有する児童について、現状や指導についての情報の交換、及び共通行動についての話し合いを行う。

②「いじめ防止対策委員会」

いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、管理職、生徒指導主事、教育相談担当、養護教諭、当該学級担任及び外部専門家として、中学校区配置スクールカウンセラー、子ども相談主事及びいじめ専門相談員を加え、いじめ防止対策委員会を設置し、組織的に対応する。また、必要に応じて委員会を開催する。

(2) 家庭や地域、関係機関と連携した組織

緊急を要する生徒指導上の問題が発生した場合は、その場の適切な処置をとるとともに教頭に報告する。また、状況によっては緊急生徒指導委員会を開催し迅速な対応を行う。教頭は、校長に報告し、校長の指示により迅速な支援体制をつくり対処する。